

水戸地方裁判所委員会（第23回）議事概要

- 1 日 時 平成26年6月23日（月）午後1時30分～午後3時30分
- 2 場 所 水戸地方裁判所大会議室
- 3 テーマ 利用しやすい裁判所とするために
（話題事項） A 裁判所の広報活動について
B 簡易裁判所の民事手続の利用について
- 4 出席者 （委員）
荒木雅也，卜部晴比古，漆間晃，小野邦夫，北島重司，北村和，
日下部克通，鈴木富美子，関根亮，栃木力（委員長），中島裕，
根本祥枝，皆川昭，柳久子（敬称略）
（事務局）
金井孝夫事務局長，佐藤雅史民事首席書記官，三神晴彦刑事首席
書記官，寺澤英記事務局次長，若井啓悟総務課長
- 5 議事
 - (1) 開会
 - (2) 新任委員挨拶
 - (3) 委員長代理として指名されたことの報告
 - (4) 委員長の選出（互選）
 - (5) 話題事項A「裁判所の広報活動について」
 - ア 話題事項についての概略説明
 - イ 話題事項についての意見交換（発言者：●委員長，○委員，■事務局長）
 - 調停制度についての広報は有意義だと思いますが，平日の午後，3時間を超す行事は学生等には参加しにくいので，60分，あるいは90分程度の企画だと参加しやすくなるのではないのでしょうか。
 - 平日の行事は社会人も参加しにくいので，土曜日等に開催することがで

きないか検討してはいかがでしょうか。

水戸の広報行事のポスターには、裁判所の所在地が書いてあるだけで、最寄りの公共交通機関名等の記載がない。駅から何分とか、地図等を入れて工夫してみてもどうでしょうか。

- 他の団体が催す行事等にも参加してアピールしてはどうでしょうか。
- 広報に対しての人手や予算が少ないことは理解できるのですが、多くの国民が裁判所を利用しやすくなるために広報は必要だと思うので、国として人手や予算を増やしてほしいと思います。
- マスコミとしても広報にできるだけ協力させていただきたいとは考えていますが、水戸独自の取組みがあると話題としては取り上げやすくなると思います。
- 市の広報などには情報提供していないのですか。
- 情報提供は行っていますが、周知に日程的な余裕がないのが現状ですので、今後努力したいと思います。
- 裁判所のホームページはきちんと整備されているように思いました。
- 広報行事は本庁しか行うことができないのでしょうか。身近な裁判所と言うことで、土浦、下妻の旧甲号支部などで行うことはできないのですか。
- 団体見学や法廷傍聴などは支部などでも受け入れさせていただいています。管内での広報行事も検討したいと思います。
- 参加人数30人程度で広報というのは少なすぎはしないでしょうか。
小学生等の裁判に関する授業などに出張して講義を行う等の必要性があるのではないのでしょうか。一般の方にも興味があるようなことかと思いますので、検討してはいかがでしょうか。
- 法を順守する心を小さいうちから教えてもらうことができれば、少年非行の防止に役立つのではないのでしょうか。
- 裁判所には困った人が利用できる良い仕組みがたくさんあります。広報

によって知ること、そうした制度をより身近に、より活用することができ
るようになってほしいと思います。

(6) 話題事項B「簡易裁判所の民事手続の利用について」

ア 話題事項についての説明

イ 話題事項についての意見交換（発言者：●委員長，○委員，□民事首席）

○ 簡易裁判所の各種リーフレットは分かりやすくできているので，利用し
ています。図や絵も多く，言葉よりも視覚的で流れが良く分かります。

○ 訴訟や調停を終えた後，それが履行されなかった際に実行される執行手
続は，だれが行うのでしょうか。

□ 基本的には執行裁判所での手続きになります。

○ 簡易裁判所での窓口での説明の中で，実態についてどう書いたらいいの
か分からないので内容について説明をしてほしいというような方も来庁さ
れると思います。その点についての悩みというか，対応の仕方を知りたい
と思います。

● 引き続き，この話題事項についての意見交換を行うこととします。

6 次回期日等

(1) 平成26年11月17日（月）午後1時30分

(2) 次回の意見交換会テーマ

利用しやすい裁判所とするために